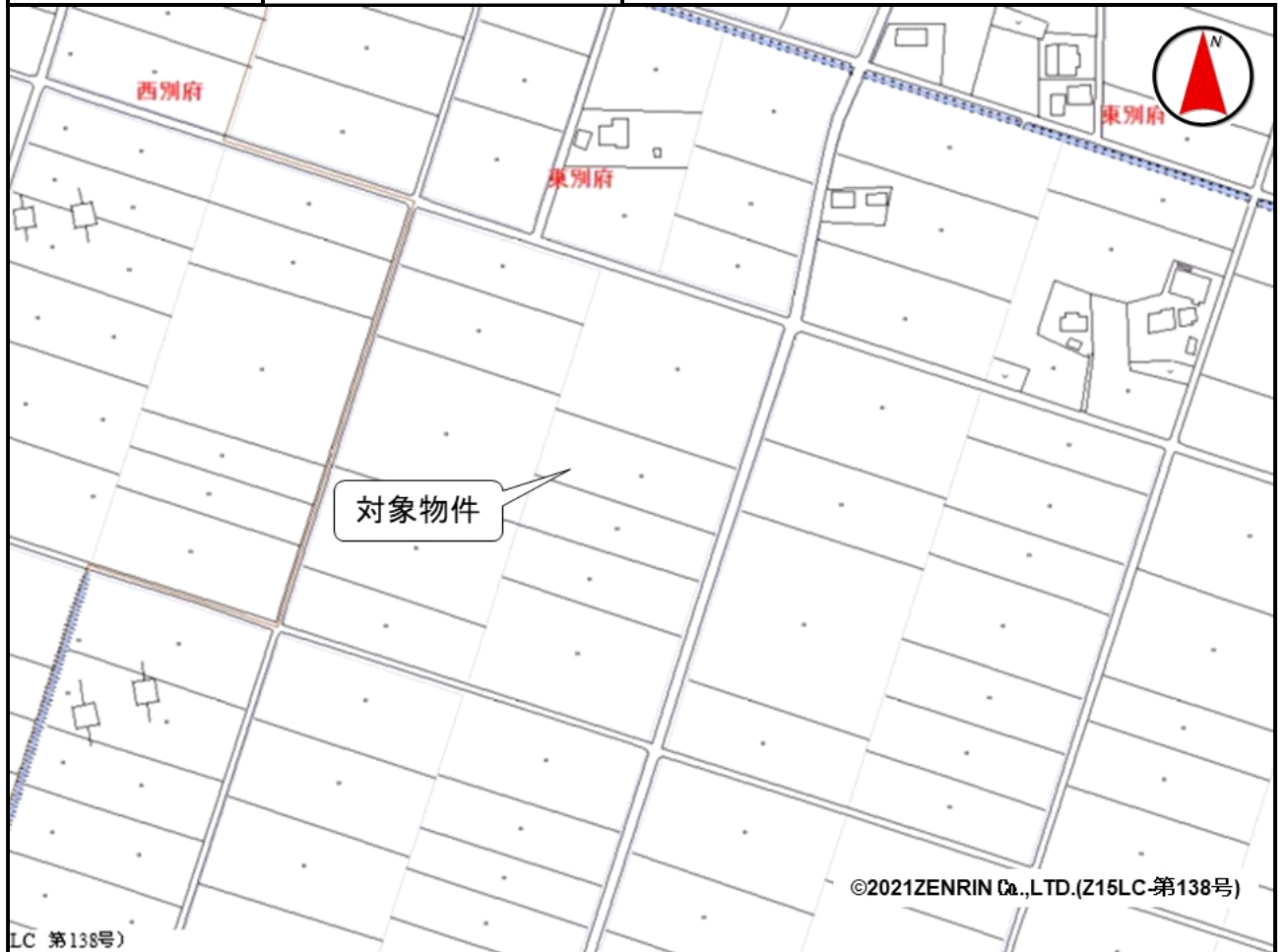


売却区分番号	1 2 6 6 - 1		
見積価額	¥95,000	公売保証金	要しない
財産の表示	1 所在 埼玉県熊谷市東別府字深田 地番 1 5 3 1 番 地目 田 地積 1,600 平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	市街化調整区域 農業振興地域 農用地区域		
接道状況	南東側 幅員約5.0メートル 舗装市道 約0.5メートル低位接面 (幅約1.5メートルの水路と幅約0.3メートルのU字溝を介して)		
地盤・地勢	ほぼ平坦		
使用状況等	第三者が耕作しています。 契約書の作成及び金銭の授受はありません。		
管理状況等	—		
特記事項	1 買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 大里用水土地改良区から毎年賦課金が課されます。 未納賦課金はありません(令和5年9月20日現在)。 土地改良区によると、耕作使用中の第三者が賦課金を負担しています。 賦課金の未納が発生した場合は、買受人に承継されます。 詳細は、大里用水土地改良区(電話048-521-0433)にお問い合わせください。 3 埋蔵文化財包蔵地(別府条里遺跡)に指定されています。		
住居表示等	埼玉県熊谷市東別府1531番		
最寄駅等	J R (東日本) 高崎線 籠原駅 北東方約2.9キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保責任等を負いません。 執行機関(国)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 		

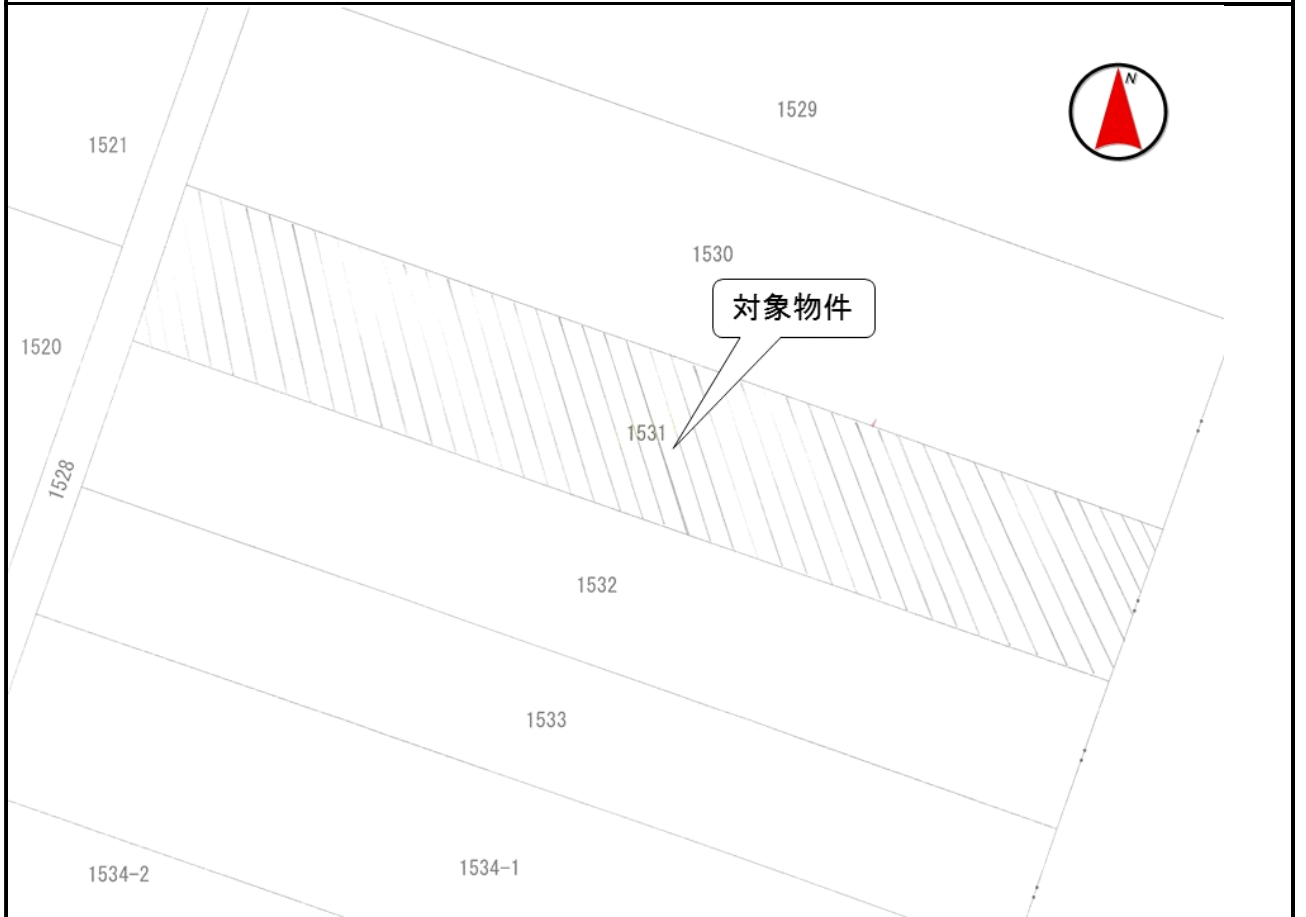
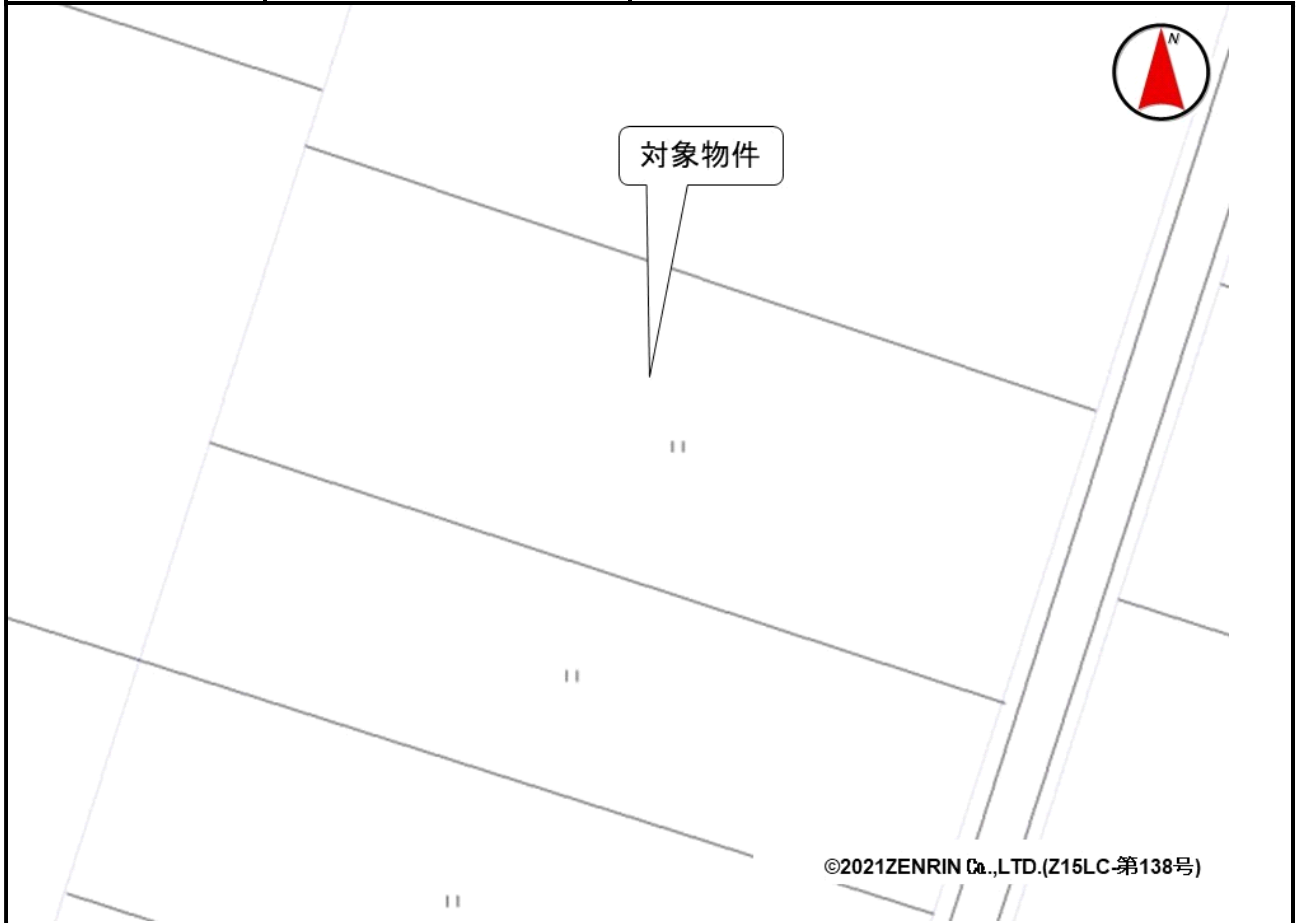
売却区分番号

1 2 6 6 - 1



売却区分番号

1 2 6 6 - 1



売却区分番号

1 2 6 6 - 1

